

野村の証券取引約款  
法人のお客様用



「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法)により、証券会社等はお客様に金融商品を購入していただく前に、同法律が定める重要事項を説明することとされております。

つきましては、国内(円建て)および外貨建ての株式・債券・CB(転換社債もしくは転換社債型新株予約権付社債)の6商品についての重要事項を以下に記載いたしますので、よくお読みのうえ、それぞれの商品を購入してください。なお、投資信託の重要事項につきましては、購入時に「目論見書」をご覧ください、その内容を確認してください。





## 【野村の個人情報保護方針】

野村証券株式会社およびその役員・社員等は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係諸法令および監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

1. 個人番号を含む個人情報(以下「個人情報等」といいます。)は、法令に則って取得し、その内容は、正確・最新となるよう努めます。  
なお、当社の個人情報等の主な取得方法について、ホームページに詳細を掲載しております。
2. 個人情報等の利用は、利用目的の範囲を超えては行いません。特に個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。また、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に基づきその開示が義務づけられるなどの正当な理由がない限り、本人の承諾なしに行いません。
3. 個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、役員・社員等への教育を徹底します。また、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
4. 個人情報等を外部委託先に取扱わせる場合には、その委託先においても個人情報等の保護が図られているかについて、責任をもって監督します。













## 第2節 契約締結の条件等

### 第3条（反社会的勢力でないことの確約）

お客様が、当社のサービスの利用を申込み場合または当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。

日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下、単に「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有せず、かつ将来にわたっても利用等しないこと

自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言

### 第3節 解 約

#### 第9条（解約事由）

本条に係る届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。

#### 第17条（有効期間）

有価証券の売買等の注文の有効期間は、その注文を受付けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとします。

ある銘柄についていただいた取引所取引の注文のうち、その取引所における取引終了時に一部の取引のみが成立している場合は、その注文の有効期間はその日までで打切られます。

#### 第18条（注文内容の明示）

有価証券の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他の取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別、空売りである場合はその旨その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。

当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

#### 第19条（注文の執行）

有価証券の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します。

有価証券等の売買代金  
売買が成立した日

アメリカ合衆国（以下、この条において「米国」といいます）の税法上の米国人に該当する事業体または実質的支配者（個人に限ります。以下、この条において同じです）が米国の税法上の米国人（米国市民または米国居住者をいいます。以下、この条において同じです）である事業体

米国の Foreign Account Tax Compliance Act（以下、「外国口座税務コンプライアンス法」といいます）の枠組みに参加していない金融機関

当社が米国の税務当局に、お客様の情報（所在地、名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号、米国の税法上の米国人である実質的支配者の情報その他の必要なものに限ります）を提供すること

前号によるお客様の情報の提供は外国口座税務コンプライアンス法および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、お客様の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること

お客様の実質的支配者が米国の税法上の米国人である場合、お客様は、当該実質的支配者の情報（住所、氏名、米国

保護預り債券等に付された権利の行使、保護預り口座で管理される信託受益権に係る信託財産の交付請求等によって外国証券が交付される場合は、管理の委託を受けたものとして外国証券取引口座約款に従って取扱います。







#### 権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額を超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳に係る義務を履







令等」といいます)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供  
または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合







本章4条による本人確認が完了した後に、当社が求められた事項に応じたこと  
本章4条による本人確認が完了しないため、当社が求められた事項に応じなかったこと  
お客様の故意または過失によって生じた損害、費用等は、お客様が負担するものとします

## 第8章 投信積立約款

## 【外国証券取引の留意点について】

外国証券取引を行う際には、次の点にご留意ください。

### 外国証券取引口座約款について

外国証券の受渡、決済、保管などは、外国証券取引口座約款の定めによって行われますので、約款の記載内容をよくお読みください。

### 企業内容等の開示について

## 【債券の格付けについてのご説明】

債券の格付けとは

格付記号のご説明（ご参考）

日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ（Moody's）、格付投資情報センター（R&I）、スタンダード&プアーズ（S&P）  
における長期債の格付記号の説明を掲載しております。 （2014年12月時点）

【日本格付研究所（JCR）】

---





## 内部者登録について

お客様が、いずれかの上場会社について下の表に掲げる対象者（以下、内部者といいます）に該当する場合、日本証券業協会の規則に基づき、その旨の登録（以下、内部者登録といいます）をさせていただきます。

< 新規口座開設時 >

## 【メールサービスのご利用について】

弊社のメールサービスのご利用にあたり、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

弊社では、パソコン・携帯電話等から所定の手続きに従ってお客様にご登録いただいたメールアドレスに、弊社からのご案内やお知らせ等の各種メールを配信いたします。

メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。



当社とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。  
内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。

お客様各位

2019年4月

「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」等の  
一部改定について

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_





\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- (4) 直接管理証券の分割、無償交付または併合等（いずれも源泉徴収税等が課されるものを除きます）によって割当てられる証券は、本口座に記帳します。ただし、その証券の主たる市場における売買単元未満のものは、お客様が別段の指示をした場合を除いて換金し、代金についてお客様へのお支払を行います。
- (5) 直接管理証券について前各項の適用を受けない金銭その他の資産が交付される場合は、金銭については当社が受取ってお客様へ

